



あじさい遊歩道（多古町）2024年6月撮影

**STOP！熱中症 クールワークキャンペーン
実施中！！**



このキャンペーンの情報は10頁又は下記サイトからご覧ください
また、このロゴマークはダウンロードして各企業において活用することができます

cool work chiba

検索

目次

- 会長挨拶 成田労働基準監督署長挨拶.....2
- 定時社員総会報告 協会長・連合会長表彰.....3
- 令和6年度役員名簿4
- 監督署職員紹介5
- 表紙写真のおはなし5
- 安全週間説明会 労働衛生週間説明会6
- 新入社員安全衛生教育7
- 安全衛生講習のご案内7
- フリーランスの取引に関する新しい法律.....8~9
- STOP！熱中症 クールワークキャンペーン10
- 労働安全衛生関係の電子申請義務化10
- 化学物質管理の無料相談窓口10
- エイジフレンドリー補助金のご案内11
- 心の耳がサポートします11
- 会員事業所紹介12
- 香取保健所からのお知らせ13
- ポリテクカレッジ成田 セミナーのご案内.....14
- 中小企業退職金共済制度(中退共)のご案内.....15
- フォトギャラリー16





令和6年度を迎えて

一般社団法人成田労働基準協会 会長 諸岡 靖彦



会員事業所の皆様におかれましては、平素より当協会の事業運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では去る6月4日に定時社員総会を開催いたしまして、令和5年度の総括と令和6年度の活動方針をご承認いただきました。引き続き会員事業所の皆様に働きやすい職場づくりに取り組んでいけるようサポートさせていただき、有意義な情報を少しでも多くお届けすることをお約束したところです。

コロナ禍ではほぼゼロに等しい状態に落ち込んでおりましたインバウンド訪日旅客も、1年前の感染症5類への格付け変更に伴い急速に回復して、コロナ前を上回るかのような活気が戻ってまいりました。景気は着実に上向きとなってきました。ただその一方で、地球の温暖化と気象異変による自然災害の多発や世界各国の紛争、分断化の影響で、世界的にエネルギー、物流コストや食料品の価格が上昇しております。さらに日本国内では、内外金利差の拡大で円安が輸入物価をさらに押し上げています。永く続いたデフレ局面がインフレに転じつつあります。また、各企業では相変わらず人手不足の状況が深刻で、事業者にとっては企業運営が大変難しい時代に直面していることを実感せずにはられません。

このようなさまざまな要因を受けて、皆様の事業所には否が応にもIT化、新しい科学技術の変化の波が押し寄せてきているものとお察しいたしますし、加えて、本年4月からは

労働時間の上限規制もすべての業種において例外がなくなり、いわゆる2024年物流問題は物流業界に限ることなく産業界全体にも影響を及ぼしていることを肌身に感じて、労務管理の面でも大変ご苦労されているのではないのでしょうか。

かかる環境下では、事業者の皆様が共に労働環境の改善を考え、労災事故をなくしていく、一人ひとりの従事者に対して、健康で安全で安心して働ける、そういう労働環境を作り出していくことこそが私ども成田労働基準協会が掲げる理想であり、そのためには当協会の会員の皆様がこうした問題を一緒に考えていき、また労働基準監督署あるいはハローワークの皆様方にもいろいろな形でお手伝いいただきながら、地域社会においてしっかりとした産業創出をしていくというのが大きな意味での私どもの課題ではないかと思っております。

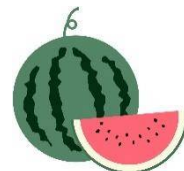
過日の全国安全週間説明会には今年も多くの会員事業所の皆様にご出席いただき、まさに安全意識の高揚に向けて取り組まれていることに感激しております。

会員事業所の皆様方が当協会の活動により一層のご理解とご協力、そしてご参加をいただきますことをお願いして新年度のスタートにあたってのご挨拶とさせていただきます。本年度もどうぞよろしくお願い申し上げます。



着任の御挨拶

成田労働基準監督署長 北川 能章



一般社団法人成田労働基準協会会員の皆様には、平素より労働基準行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年4月1日付で成田労働基準監督署長に着任いたしました北川と申します。成田労働基準監督署での勤務は初めてでございますが、皆様のお力添えをいただきながら労働基準行政の運営に努めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越え、経済情勢について回復の動きが見受けられる一方で、少子高齢化に伴う人手不足、原材料の高騰や物価上昇等については、引き続き注視する必要があります。本年4月から建設業や運輸業等に時間外労働の上限規制が適用されていますが、これらの業界・業務においては深刻な人手不足が懸念されており、法令遵守に向けた監督指導のほか働き方改革の支援が求められるところです。

このため成田労働基準監督署では、引き続き長時間労働の抑制や過重労働による健康障害防止に取り組むとともに、新たに時間外労働の上限規制が適用された建設業、自動車運転者について、発注者や荷主といった取引関係者、ひいては国民全体の理解を得ていくことが重要であると考え、制度の周知や働きかけを行ってまいります。さらに、自動車運転者に関しては、改正された改善基準告示についても丁寧に周知す

るとともに、発着荷主に対して長時間の恒常的な荷待ちを発生させないように要請を行ってまいります。

医師については、千葉県医療勤務環境改善支援センター等と連携し、医療機関における労働時間管理や時間外労働の削減等に関して、適切な支援等を行ってまいります。

また、安全に働ける社会（ちば）をめざし、昨年度に引き続き第14次千葉労働局労働災害防止計画に基づき、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発を行い、作業行動に起因する労働災害防止対策や高齢労働者の労働災害防止対策等を推進するとともに、重点業種である陸上貨物運送業、建設業、製造業の労働災害防止に向けた取組を行ってまいります。

労災保険給付については、被災労働者の保護を図るため、迅速・適正な事務処理を一層推進してまいります。

雇用をとりまく情勢には様々な課題がありますが、一般社団法人成田労働基準協会のお力添えをいただきながら、少しでも管内の労働環境の改善が図られるよう努力していく所存でありますので、会員の皆様には労働基準行政の推進に引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、一般社団法人成田労働基準協会の益々の御発展と会員皆様の御健勝を祈念申し上げ、着任の挨拶とさせていただきます。



令和6年度

定時社員総会を開催!!

去る6月4日、成田東武ホテルエアポートにおいて、成田労働基準監督署長及び佐原公共職業安定所長のご臨席を賜り、一般社団法人成田労働基準協会定時社員総会を開催いたしました。

総会では、総勢54名(会員数40事業場、委任224事業場)のご出席のもと、令和5年度の事業報告、令和6年度の事業計画及び令和6年度の理事補充に係るすべての議案についてご承認いただきました。

続いて、諸岡会長から、協会事業の運営に功績のあった方への功労賞が授与されました。



挨拶する北川署長

議事終了後、来賓の北川能章成田労働基準監督署長と石川浩幸佐原公共職業安定所長よりご祝辞を頂戴しました。

北川署長からは、①成田労基署の重点取組み事項として長時間労働抑制、過重労働による健康障害の防止のため、法令に則った取り扱いがなされるよう、あらゆる機会を捉えて注意喚起を行っていくこと、②働き方改革の実現のための対策としては、署内に特別チームとしての労働時間支援班を設置し、事業所を訪問して相談に応じる取組みをしていくこと、これは行政指導とは一線を画すものであり、気兼ねなく利用していただきたいことの説明をいただきました。

③成田労基署管内の令和5年の死傷災害の発生状況については、死亡災害は1件減少したものの休業災害は増加していることが述べられ、また、北川署長のこれまでの労働基準監督官人生の中で死亡災害によって家族や職場関係者が涙を流す場面を数多く見てきたこと、このような悲惨で悲しい出来事は絶対に発生させないと強く誓ったことが述べられました。



挨拶する石川所長

石川所長からは、5月の月例経済報告で、景気はこのところ足踏みがみられるが穏やかに回復していること、先行きについても雇用・所得環境が改善するもとで緩やかな回復が続いていることが発表されたことが紹介されました。ただし、世界的な金融引き締めに伴う影響、地方経済の先行き懸念などは我が国の景気の下押しをするリスクとなっていることも付け加えられました。

また、千葉労働局が発表した4月の雇用失業情勢によれば、さまざまな業種で求人者と求職者のミスマッチによる人材不足が続き、人材確保が喫緊の課題となっていること、ハローワークでは地域の人出不足対策として、求人企業への支援の強化を図るとともに、人材確保に努めていることが紹介されました。

最後に、各種助成金制度を活用して、生産性向上や多様な人材が活躍できる魅力ある企業へのお手伝いを考えていること、社員のリスクリングにおける人材育成、能力向上においても教育訓練給付制度、人材開発支援助成金を積極的に活用していきたいことが述べられました。

総会に引き続いて懇親会を開催しました。功労賞を受賞された森田充俊様の乾杯のご発声により開宴し、出席者の皆さまは、業種を越えた情報交換の絶好の機会として大いに盛り上がりました。



成田労働基準協会会長表彰 受賞おめでとうございます

功労賞(個人表彰)



諸岡会長

森田充俊様

日本空港サービス株式会社
取締役 森田充俊様

このたびの定時社員総会では、当協会の表彰規程に基づき、当協会事業の発展にご尽力いただいた日本空港サービス株式会社取締役 森田充俊 様に功労賞を諸岡会長より授与されました。

森田様は成田労働基準協会が法人化された2019年度より理事として協会の事業運営に貢献され、今回、そのご功績を讃えての表彰です。

千葉県労働基準協会連合会長より感謝状授与

また、このたびの定時社員総会で理事を退任された日本食研製造株式会社の 榎原伸之 様と鉄建設株式会社建設技術総合センターの 佐伯敏浩 様には、長年地区労働基準協会の役員として尽力された功績に対して、5月13日に開催された同連合会定時総会において千葉県労働基準協会連合会長より感謝状が授与されました。

榎原様は2011年度から2014年度まで当協会の会長、2015年度から2023年度まで同副会長をお務めいただきました。

佐伯様は、2019年度から2023年度まで当協会理事をお務めいただきました。



令和6年度役員名簿

一般社団法人成田労働基準協会

協会役職	法人役職	氏名	事業場名	事業場役職	新任・継続
会長	代表理事	諸岡 靖彦	米屋(株)	相談役	継続
副会長	理事	三田 浩之	サンゴバン・ティーエム(株) 神崎工場	神崎工場長	継続
副会長	理事	鈴木 照乗	大本山成田山新勝寺	庶務部長	継続
副会長	理事	大八木 淳子	日本航空(株) 成田空港支店	成田空港支店長	継続
副会長	理事	越智 孝志	日本食研製造(株)千葉工場	工場長	新任
理事	理事	田中 江梨香	A N A 成田エアポートサービス(株)	総務部人事課マネージャー	新任
理事	理事	多田 康男	エッチ・アンド・ケー(株)千葉工場	工場長	継続
理事	理事	吉川 文人	大阪富士工業(株) 製造本部小見川工場	工場長	継続
理事	理事	関口 高男	(株)関電工 成田営業所	東関東営業本部千葉支店 成田営業所長	新任
理事	理事	前川 隆一	国際空港上屋(株)	専務取締役	継続
理事	理事	櫻井 明	佐原信用金庫	常務理事	継続
理事	理事	竹村 聡	ジェイフィルム(株) 成田工場	成田工場長	継続
理事	理事	岡田 稔	全日本空輸(株) 成田空港支店	総務部長	継続
理事	理事	宮本 貴史	千葉交通(株)	代表取締役社長	新任
理事	理事	山本 大二郎	ちば醤油(株)	総務部長	継続
理事	理事	加藤 英明	T D K(株) 成田工場	総務本部成田総務部長	継続
理事	理事	仲本 裕久	鉄建建設(株) 建設技術総合センター	担当部長	新任
理事	理事	松井 隆裕	(株)東武ホテルマネジメント 成田東武ホテルエアポート	副総支配人兼管理部支配人	継続
理事	理事	長嶋 俊亮	長島石油(株)	代表取締役社長	継続
理事	理事	堀江 信幸	成田国際空港(株)	執行役員管理部門総務人事部長	継続
理事	理事	関 俊明	日通佐倉運輸(株)	代表取締役社長	継続
理事	理事	小西 克育	日本空港給油(株)	執行役員安全品質推進室長	継続
理事	理事	森田 充俊	日本空港サービス(株)	取締役	継続
理事	理事	木志根 茂行	(株)レゾナック松戸事業所(香取)	総務部課長代理	継続
理事	理事	細貝 研一	古谷乳業(株) 成田工場	取締役成田工場長	継続
理事	理事	秋田 将志	(株)町山製作所	総務課長	継続
理事	理事	小瀬川 淳	ワコースチール(株)	執行役員	継続
事務局長	専務理事	川口 勇夫	(一社)成田労働基準協会	事務局長	継続
監事	監事	芳川 俊太郎	(株)千葉銀行 成田支店	次長	新任
監事	監事	仲澤 健二	千葉信用金庫 成田支店	支店長	継続
幹事	—	奥山 昭彦	米屋(株)	総務部長	新任
幹事	—	沖田 敬子	日本航空(株) 成田空港支店	総務部マネージャー	継続
幹事	—	池田 真弓	サンゴバン・ティーエム(株) 神崎工場	総務本部工場管理部	新任
幹事	—	小関 清次	大本山成田山新勝寺	人事課長	継続
幹事	—	宮下 優	日本食研製造(株)千葉工場	液体計量第1グループ グループリーダー	新任

注) 理事・監事の任期は令和7年度定時社員総会まで 幹事の任期は同定時社員総会直前の理事会まで

【退任役員】

協会役職	法人役職	氏名	事業場名	事業場役職	備考
副会長	理事	檜原 伸之	日本食研製造(株)	執行役員生産本部長	人事異動
理事	理事	石谷 和広	A N A 成田エアポートサービス(株)	総務部人事課マネージャー	人事異動
理事	理事	土屋 正美	(株)関電工 成田営業所	東関東営業本部千葉支店 成田営業所長	人事異動
理事	理事	白土 一道	千葉交通(株)	代表取締役社長	人事異動
理事	理事	佐伯 敏浩	鉄建建設(株) 建設技術総合センター	担当課長	幹事退任
監事	監事	佐藤 進	(株)千葉銀行 成田支店	次長	人事異動
幹事	—	高木 信和	米屋(株)	総務部長	人事異動
幹事	—	香取 一成	サンゴバン・ティーエム(株) 神崎工場	総務本部工場管理部参与	幹事退任
幹事	—	船越 勝行	日本食研ホールディングス(株)	千葉総務部次長	幹事退任

令和6年度の成田労働基準監督署職員紹介

署長 ※北川 能章

※は令和6年4月1日着任

監督課

監督課長 五十嵐雅俊
 労働基準監督官 ※山田 眞大
 同 ※原岡 直樹
 同 長野 溪
 総合労働相談員 米川 廣之
 同 花香 真菜
 同 ※伊藤 裕子
 同 ※大竹 高広

安全衛生課

安全衛生課長 朝生 和哉
 労働基準監督官 ※江原 皓平

労災課

労災課長 ※和田 恵子
 給付調査官 大原 昇一
 労働基準監督官 小池 志門
 厚生労働事務官 ※首藤 景心

表紙写真のおはなし

(出典：多古町 HP)



あじさい遊歩道 (2024年6月撮影)

あじさい遊歩道 (多古町)

生活と文化を育んでくれた栗山川への感謝の気持ちとして町では、川の土手に約1万株のあじさいを植え、昭和55年、遊歩道を完成させました。

あじさいは毎年花をふやし続け、初夏ともなると、紫、白、薄紅と色とりどりのあじさいが美しい花の道を作ります。

そしてあじさいのみならず、春には菜の花、秋にはコスモスが川辺を飾り、訪れる人々の目を楽しませてくれます。

6月にはこの遊歩道で、にぎやかにあじさい祭りが繰り広げられ、付近では、釣りやバードウォッチングも楽しめます。

なりた労基協だより への寄稿を募集します！

会員事業場の皆さまからお寄せいただいた記事を2025年1月号に掲載させていただきます。表紙写真、フォトギャラリー、職場の取組み、随筆、趣味嗜好等々、誌面をほっこりとさせてくれるような寄稿をお待ちしています。

掲載ご希望の方は成田労働基準協会事務局までご連絡ください。連絡先は表紙・裏表紙に掲載しております。





運動標語

危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全

7月1日～7月7日は全国安全週間



5月31日成田会場

－5月31日に全国安全週間説明会を開催－

昭和3年に初めて実施されて以来、長い歴史を持つ「全国安全週間」は、すべての人が安全に働けることを願って毎年実施され、今年で第97回を迎えました。

当協会は建災防北総分会・香取分会との共催により、去る5月31日に成田国際文化会館で説明会を開催し、用品購入も含めて120名を超える

皆様にご来場いただきました。

説明会には成田労働基準監督署から北川署長と朝生安全衛生課長にご出席いただき、労働災害の発生状況や安全週間実施要綱についてお話しいただいたほか、千葉産業保健総合支援センター長峰副所長から高年齢労働者の安全衛生対策について、香取保健所の石田技師から「働きざかりの身体を動かす習慣づくり」と題した講話をいただきました。

今回の説明会場にはミドリ安全成田株式会社様の展示ブースを設け、熱中症対策グッズやスマートグラスを活用した遠隔作業支援ツール(図参照)を展示していただき、多くの来場者の方々が説明に聞き入っておられました。

また、ダイドードリンコ株式会社様と大塚製薬株式会社様にもご協力いただき、来場者の皆様に飲料を提供していただきました。

《お問合せ先》



ミドリ安全成田株式会社

〒286-0048

成田市公津の杜 3-37-4

フロンテュ・マキ 102号室

TEL 0476-36-4341 FAX 0476-36-4340



live on wearable

検索



10月1日～10月7日は全国労働衛生週間

－8月27日全国労働衛生週間説明会開催情報－

<主催 成田労働基準協会 共催 建災防北総分会・香取分会>

全国労働衛生週間は、厚生労働省と中央労働災害防止協会の主唱により、労働者の健康管理や職場環境の改善等の労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康の確保等を図ることを目的として、毎年10月1日から10月7日までを本週間として実施されています。昭和25年に始まったこの運動は本年で75回を迎えます。

そこで当協会は、建設業労働災害防止協会千葉県支部香取分会及び北総分会との共催により、また、成田労働基準監督署のご後援をいただき、下記の日程で標記説明会を実施いたします。

詳しいご案内は成田労働基準協会ホームページに掲載しております。

【日程】

(1) 全国労働衛生週間説明会 (成田会場のみ開催)

令和6年8月27日(火) 成田国際文化会館 小ホール (定員 84名)

(成田市土屋 303/TEL 0476-23-1331)

受付 13:20 開始 14:00 終了 16:30

(2) 労働衛生週間用品販売 (香取会場)

令和6年8月26日(月) 香取建設会館 (香取市北 1-1-3/TEL 0478-52-4118)

※14:00～16:00 当日は、成田会場説明会配布資料のお渡しと用品販売のみとなります。

新入社員安全衛生教育を開催しました!!



去る4月11日(木)、成田国際文化会館小ホールにおいて、52名ものフレッシュな皆さんが新入社員安全衛生教育を受講しました。

今年から講師をお願いすることになった元労働基準監督官で労働衛生コンサルタントの俣馬明雄先生から、職場の安全衛生管理の基本から安全な仕事の進め方、安全で快適な環境づくりのために何をすべきか等々、ご自身の体験談やわかりやすいイラストなどを交えて講義をいただきました。

冒頭に、身近なものとして、同一メーカー製だと容器の形状が似ているシャンプーとリンスは見分けづらいことを例に挙げ、これを解決するための製造・販売する企業のこれまでの取り組みが紹介されました。もしこれが化学物質だった

としたら、絶対に間違わないためにどんな対策をすべきか、皆さんもそれぞれ考えて議論を交わしました。

受講者の皆さんは、6時間のカリキュラムを、ときに真剣に、ときに和やかに、有意義な時間を過ごしました。

講習終了後にはアンケートに答えていただきましたが、大変好評でした。

労働災害はさまざまな要因の連鎖の結果生じるもので、発生系列および時系列順に5つの要因(①環境的欠陥、②管理的欠陥、③不安全状態・不安全行動、④事故、⑤災害)を想定するドミノ理論があり、この連鎖するドミノのうち1つを除去すれば連鎖を食い止めることができるというもので、これを「災害ドミノ」として講師から説明がありましたが、これが圧倒的に皆さんの記憶に残るキーワードだったようです。「災害ドミノ」以外のアンケートの主な声をご紹介します。

受講者の声

- 入社時のあいさつに体調を確認するという意味も含まれていることを知った。
- とても詳しくてすごく良かった。わからないことが知れたので良かった。
- 今日の教育でいかに安全が大切なことかを知った。
- 安全に対する考え方が変わった。これから働く上で大切なことが知れて良かった。
- リスクアセスメントを知り、事故を起こさないために必要なことだと思った。
- これから新社会人として労働していく上でいいことを学べたと感じた。作業場、職場にある危険を知れた。話しもわかりやすく、とても充実した時間になった。
- ちょっとしたことが予期せぬ事故につながるということがわかった。いつどこに危険があるかわからないので、日歩注意しながら予測できるようにしていきたい。
- シャンプーとリンスをどう見分けるか、皆さんの意見が聞けて楽しかった。



2024年の実施済講習をご紹介します (主催 一般社団法人成田労働基準協会)

開 講 日	講 習 等 の 名 称
1月 12日(水)	第二種酸素欠乏等危険作業特別教育(出張講習)
1月 19日(木)	第二種酸素欠乏等危険作業特別教育(出張講習)
1月 24日(水) ~ 25日(木)	有機溶剤作業主任者技能講習
4月 11日(木)	新入社員安全衛生教育
4月 12日(金)	フルハーネス型墜落制止器具使用作業特別教育
5月 14日(火) ~ 15日(水)	職長教育及び職長・安全衛生責任者教育
6月 11日(火)	研削といし取替等作業特別教育(自由研削)
6月 18日(火)	低圧電気取扱業務特別教育
6月 25日(火) ~ 26日(水)	安全管理者選任時研修



これから開講予定の安全衛生講習をご案内

主催 一般社団法人成田労働基準協会

詳しくは、成田労働基準協会 Web サイトにてご案内しています

2024年

開 講 日	講 習 等 の 名 称
7月 11日(木)	第二種酸素欠乏危険作業特別教育
7月 17日(水)	リスクアセスメント実務研修
8月 7日(水) ~ 8日(木)	有機溶剤作業主任者技能講習
9月 6日(金)	粉じん作業特別教育
9月 12日(木) ~ 13日(金)	安全衛生推進者養成講習
10月 10日(木) ~ 11日(金)	職長教育及び職長・安全衛生責任者教育
11月 7日(火)	危険予知訓練(KYT)研修

フリーランスの取引に関する 新しい法律が11月にスタート！

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が
2024年11月1日に施行されます。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と

②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

法律の適用対象

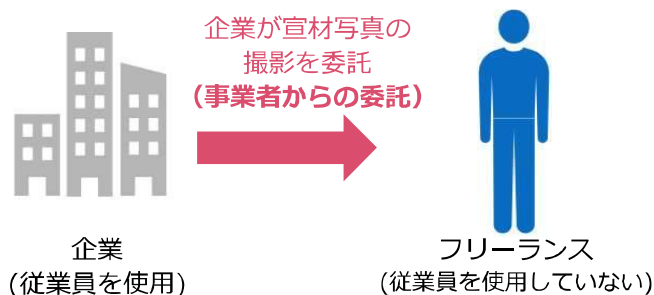
発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

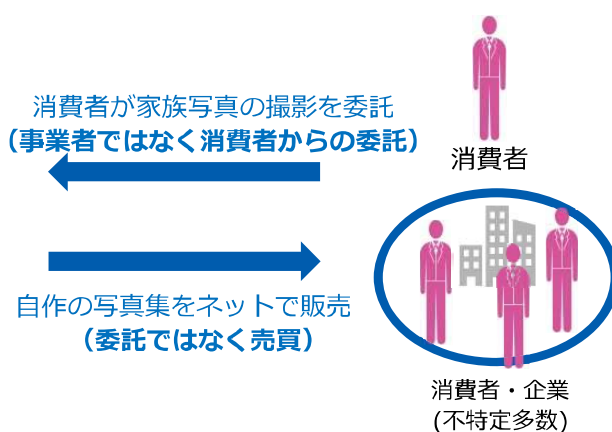
※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合もありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合

この法律の対象



この法律の対象外



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まれません。具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。

発注事業者

義務項目

フリーランス

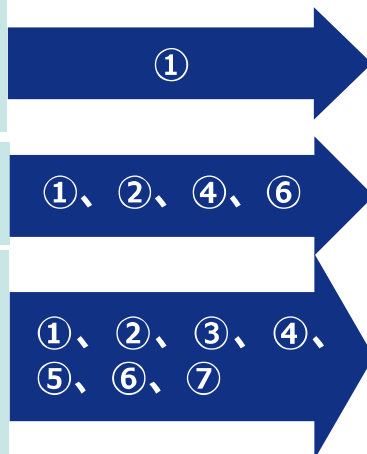
- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用していない

※フリーランスに業務委託するフリーランスも含まれます。

- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用している

- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用している
- 一定の期間以上行う業務委託である

※「一定の期間」は、③は1か月、⑤⑦は6か月です。契約の更新により「一定の期間」以上継続して行うこととなる業務委託も含まれます。



- ・ 業務委託の相手方である事業者
- ・ 従業員を使用していない



義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったたき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

● 発注事業者の義務の具体的な内容などは、政省令・告示などで定めております。詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。

- 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、
- 項目④～⑦については、厚生労働省（都道府県労働局）までお問合せください。



9 内閣官房



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省

STOP! 熱中症

令和6年5月～9月

クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

職場における熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約800人が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう!




シールサイズ 62mm×36mm
9枚/1シート

くわしいご案内はこちらから [Cool work chiba](#) [検索](#)

◎ロゴマークをご活用ください

上記ロゴマークを活用し、職場内の熱中症予防を強く呼び掛けましょう。

ロゴマークは上記サイトからダウンロードできます。

千葉労働局ではロゴマークを活用して熱中症予防を呼び掛けるためのステッカーも作成し、令和6年6月ごろから千葉県内の各労働基準監督署にて配布しています。(数量限定)

また、ロゴマークを作業場内等に掲示していただくためのポスターもダウンロードできます。

そのまま掲示してもいいですし、会社オリジナルのスローガン等へ書き換えるなどして事業場内に掲示することも可能です。

事業主の皆さまへ

労働安全衛生関係の一部の手続の電子申請が義務化されます



2025年1月1日より以下の手続について、電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

くわしいご案内はこちらから



安全衛生 電子申請義務化 [検索](#)

化学物質管理の

無料相談窓口

ラベル・SDS・リスクアセスメントをはじめ、政省令改正による「新たな化学物質規制」に関する内容などのご質問にお答えします

テクノヒル 相談窓口 [検索](#)

☎050-5577-4862

【厚生労働省委託事業】

◆労働安全衛生法の関係政省令改正の主な概要◆

- ✓ 化学物質を製造・取扱う労働者への適切な保護具の使用
- ✓ ラベル・SDS・リスクアセスメント義務対象物質の大幅増加
- ✓ 労働者がばく露される程度を濃度基準値以下※1または最小限度※2にする義務
- ✓ 自律的な管理に向けた実施体制の確立

※1: 濃度基準値設定物質が対象 ※2: ※1以外のリスクアセスメント対象物が対象



- 新たな化学物質規制にはどのように対応すればいいですか
- ラベルやSDSが必要になるのはどんな化学物質や化学品ですか
- ラベルやSDSの内容が分からないのですが
- 化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばいいですか
- 「CREATE-SIMPLE」の使い方を教えてください
- 化学物質管理に役立つ情報はどこでわかりますか